

「個人情報の保護に関するガイドライン（仮称）」（案）の制定について

社団法人 投資信託協会

1. 制定の趣旨

平成17年4月1日の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に向け、運用・直販業務等に従事する委託業者等会員の、当該業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、同法及び同法施行令並びに金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を踏まえ、「個人情報の保護に関するガイドライン」（別紙）を定める。

2. ガイドラインの概要

（1）目的（第1条関係）

- ・ 委託業者等会員が従事する運用・直販業務等における、個人情報の適正な取扱いを確保するために講ずべき具体的措置等を定めること等について明示。
- ・ 本ガイドラインは、保護法第2条第3項第5号の規程により「個人情報取扱業者」から除かれる委託業者等会員も対象とすることを明示。

（2）定義（第2条関係）

- ・ 「個人情報」「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」「本人」についての定義及び具体例を明示。
- ・ 「個人情報」には 受益者等に係る情報、直販顧客に係る情報、見込み客・取引先企業及び証券発行企業等の個人に関する情報等が広く該当することと、その各々の具体例を明示。

（3）利用目的の特定（第3条関係）

- ・ 個人情報を取り扱うにあたっては、当該情報がどのような事業の用に、どのような目的で利用されるかを可能な限り特定しなければならないことと、当該事業の用や利用目的の具体例を明示。

（4）同意の形式（第4条関係）

- ・ 個人情報を、利用目的以外のために取り扱う場合（第5条）、また第三者に提供

する場合（第13条）において、本人より同意を得る方法の具体例等を明示。

（5）利用目的による制限（第5条関係）

- ・ 本人の同意を得ることなく、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないことと、その例外となる事例（法令に基づく場合等）を明示。

（6）機微（センシティブ）情報について（第6条関係）

- ・ 本人の政治的見解、信教等の「機微（センシティブ）情報」の取得、利用、第三者への提供の禁止とその例外となる事例を明示。
- ・ 「機微（センシティブ）情報」を例外的に取り扱う場合には特に慎重に扱うことを明示。
- ・ 「機微（センシティブ）情報」の取得の時期や、取得した個人情報の中にセンシティブ情報が含まれていたときの具体的な処理の方法（当該情報部分を黒塗りする）について明示。

（7）適正な個人情報の取得（第7条関係）

- ・ 不正の手段等や本人の利益の不当な侵害による個人情報の取得の禁止とその具体例等を明示。

（8）個人情報取得時の利用目的の通知・公表・明示等（第8条関係）

- ・ 個人情報を取得した場合にはあらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知・公表・明示しなければならないことと、その具体的方法、例外となる事例等について明示。

（9）データ内容の正確性の確保（第9条関係）

- ・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないことと、そのために当該個人データの保存期間を定めること等具体的な取扱いについて明示。

（10）安全管理措置（第10条関係）

- ・ 個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等を整備し、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた、組織的、人的、技術的安全管理措置を講じなければならないことについて具体的に明示。

（11）役職員の監督（第11条関係）

- ・ 個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないことと、そのための体制整

備等を明示。

(12) 委託先の監督（第12条関係）

- ・ 個人データの全部又は一部を委託する場合は、当該委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないことと、そのための具体的対応等について明示。

(13) 第三者提供の制限（第13条関係）

- ・ 個人データを、本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならないことと、その例外となる事例（法令に基づく場合、共同利用の場合等）等を明示。

(14) 保有個人データに関する事項の公表等（第14条関係）

- ・ 保有個人データに関し、本人の知り得る状態に置かなければならない事項とその具体的方法等、また本人の求めに応じて保有個人データの利用目的の通知をすることと、その具体的方法等を明示。

(15) 開示（第15条関係）

- ・ 本人の求めに応じて、当該本人の保有個人データについて開示をしなければならないことと、その例外となる事例等を明示。

(16) 訂正等（第16条関係）

- ・ 本人から当該本人の保有個人データが事実でないという理由により訂正等を求められた場合は遅滞なく訂正等を行わなければならないこと等を明示。

(17) 利用停止等（第17条関係）

- ・ 本人から当該本人の保有個人データが利用目的に反して利用されているという理由または不正の手段等により取得されているという理由により、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合にはそれに応じなければならないこと等について明示。

(18) 理由の説明（第18条関係）

- ・ 開示や訂正、利用停止等の、本人より求められた措置の全部又は一部をとらない場合等には、当該本人にその旨を通知しその理由を説明するよう努めなければならないことと、その通知や説明の具体的な方法等を明示。

(19) 開示等の求めに応じる手続き（第19条関係）

- ・ 本人からの開示等の求めに関して、その具体的な受付の方法や、当該方法の公表等について明示。

(20) 手数料 (第20条関係)

- ・ 利用目的の通知や開示を求められた際の、当該措置を実施するための手数料を徴収する場合の取扱いについて明示。

(21) 委託業者等会員における苦情の処理 (第21条関係)

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときには迅速な処理に努めることと、そのための体制整備に努めなければならないことを明示。

(22) 漏えい事案等への対応 (第22条関係)

- ・ 漏えい事案等の事故発生時の対応について等の取扱いについて明示。

(23) 個人情報保護宣言の策定 (第23条関係)

- ・ 個人情報保護に関する考え方及び方針に関する「個人情報保護宣言」を策定、公表しなければならないことと、その記載内容の具体例等について明示。

(24) 本会への報告 (第24条関係)

- ・ 本ガイドラインの遵守のための委託業者等会員の本会への報告、本会による指導、勧告等について規定

3. 実施時期

本ガイドラインは、平成17年4月1日より施行する。

以 上